

療養病床から転換した介護老人保健施設における 夜勤時間帯の看護職員の配置基準①

夜勤時間帯の看護職員の配置基準に対する基本的な考え方

- 療養病床から転換した介護老人保健施設において、60床の場合、常勤換算で看護職員9.9人（入所者：看護職員=6：1）が必要。
- 現在の介護老人保健施設における夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準では、
 - 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が2以上
(入所者数が40以下の介護老人保健施設であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、1以上)
とされており、必ずしも看護職員の配置が義務付けられていない。
- このことから、夜間の看護職員の配置を確保するため、「夜勤時間帯の看護職員の配置基準」を、「入所者数」と「看護職員数」の比を用いて設定することとしてはどうか。